

きりしま発達支援ガイドブック



このガイドブックでは、子育てをみんなで支えあうための、ご家庭での工夫や相談機関や療育機関等のサポートについて紹介します。

令和6年 霧島市

目次

1. はじめに(p3)

ご家庭でもできる工夫について

2. ～乳幼児期～(p4)

(1)気づく … 気になることはありませんか

(2)わかる … 発達について理解しましょう

3. ～学齢期～(p11)

(1)気づく … 気になることはありませんか

(2)わかる … 発達について理解しましょう

4. つながる(p17) … よりよい生活につなげるために

(1)家族の理解を得ましょう

(2)能力を発揮するために

学びの場や相談先について

5. お子さんに合った学びの場を見つけましょう(p19)

6. 相談窓口(p22)

はじめに

子育てをする中で、同年齢の子どもたちと比べて気になったり、困ったりしたことはありませんか？

それぞれの顔や声が違うのと同じように、発達がゆっくりであったり、かたよりがあつ

たりする子どももいます。子どもは一人一人違いますが、「子育てがしづらい」「子育てが大変」、「うちの子はちがうのかな」と感じながら、日々を過ごしているお母さん、お父さんがいるかもしれません。

でも、ひとりで悩まないでください。子育ての悩みについて一緒に考える人がいます。いろいろな支援につなげる人がいます。お子さんのこころの発達を支える場所もあります。

大切なお子さんのために、ご家族のために、このガイドブックをお役立てください。



気になることはありませんか

(0～3歳)

発達のかたよりに気づくためのポイントになる点を紹介します。気になることがあったら、保健師さんや保育所の先生に相談しましょう。

- 抱っこしにくい(後ろにのけぞる)
- 話しかけても視線が合わない(3～4ヶ月の頃、あやしても笑わない、視線が合わない)
- なかなか寝ない、寝てもすぐ目を覚ます
- 非常に手がかかる、または、手がかからない、ハイハイ期(9～10ヶ月の頃)ぐらいから大変さを感じるようになる
- 落ち着きがない、人(お母さんお父さん)と関わろうとしない
- おもちゃに興味を持たない
(興味を持つのは、6～7ヶ月の頃から、体のそばにあるおもちゃ等に手を伸ばす)
(9～10ヶ月の頃から一人遊びが始まる)
- 人見知りが激しい、または、人見知りをしない
- 食べ物の好き嫌いが激しい
- 言葉の発達が気になる
(1歳6ヶ月の頃から「ママ」「ブーブー」などの言葉を発する)
- 名前を呼ばれても反応がないことが多い
(3～4ヶ月の頃からお母さんお父さんの声に反応して、そちらに顔を向ける)
(名前を呼ばれて返事・反応できるのは1歳6ヶ月頃)
- コミュニケーションがとりにくい、一緒に遊んでも喜ばない

※上記に当てはまるからといって、すぐに障害ということではありません。また、個人差もあり、全ての項目が当てはまるわけでもありません。



(3～6 歳)

保育所やこども園等で集団生活が始まります。この時期の気づきのポイントを紹介
します。気になることがあれば、通っている園等の先生に相談しましょう。

※0～3 歳の様子も継続して見られる事もあります。

- こだわりがある(恐竜、電車など、特定のテーマに深い知識を持つ)
- 数字やひらがなを早い時期から読むことができる
- いつもと違うと不安になる
- 人との関わりが薄い、または、一方的
- 何かにつけて自分が一番でないと気が済まない
- 初めて会った人に、物おじしないで話しかける
- 友だちとのやりとりが苦手
- 興味がないことはしない
- テレビやDVDのセリフを覚えて口にする
- おとなしすぎる
- 集団生活になじめない
- 味覚や音など、感覚に敏感または鈍感
- 落ち着きがない、待つことができない
- 物をよくなくす、物忘れが多い



※上記に当てはまるからといって、すぐに障害ということではありません。また、個人差もあり、全ての項目が当てはまるわけでもありません。

この時期に大切なこと⇒ ◎心(自己肯定感)の土台作り

お子さんの様子をよく観察してみましょう。その奥にある心の変化
に気付いてあげましょう。

まずは、大好きな人(お母さん、お父さん、先生、友達など)を作るこ
とです。そして、お子さんが安心できる環境を整えることが大切です。
接し方にも工夫が必要となります。お子さんが「できること」「わかる
こと」を少しずつ増やしていきましょう。最初はお子さんの興味のある
遊びから始めてみるといいかもしれません。



- ◎心(自己肯定感)の土台作り～目に見えない心を育てる大切な時期です～
- ・人を信頼する心づくり
 - ・ありのままの自分を好きでいられる心づくり

わかりやすい環境を用意しましょう

困っているお子さんの中には、感じ方(感覚)に特徴がある子どもが多くいます。お子さんの苦手なものや上手に向き合えるように、安心できる環境をつくってあげましょう。わかりやすい環境は「生活しやすさ」を助けます。

①余計なものをなくして、すっきりと

- ・不要なものは目に入らないようにしましょう。
- ・テレビなどもつけたままにしないようにしましょう。

②目で見てわかるように

- ・大好きなお母さん(安心できる人)がお手本を見せましょう。
- ・絵や文字でわかりやすく伝えましょう。



③安全で安心できる場所をつくってあげましょう

- ・好きなことができる空間や安心できる場所をつくってあげましょう



※子どもの目の高さだと何が見えるか、活動するとき何が目に入ってくるのか、といった子どもの目線で見ることが大切です。

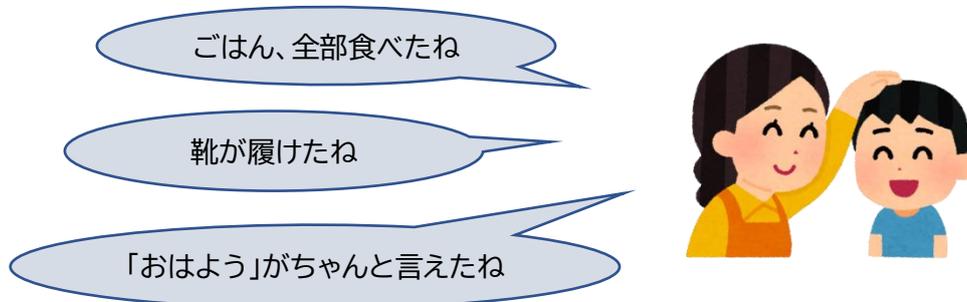
※お子さんが過ごしやすい環境を整え、やる気をサポートしてあげましょう。



こんな接し方を心がけましょう

①行動をほめましょう

・ほめられるとやる気が出てよい方向に向かいます。やる気が自信を生み、新しいことに挑戦する力になります。どんな小さなことでもかまいません。お子さんのいいところを見つけて、自信を持たせることが何より大切です。



できて当たり前のことほめてみましょう。

②失敗したときでも、お子さんのこころを想像して、温かい言葉をかけましょう

・失敗したとしても、できるようになったことに目を向け、「がんばったね」「これはできたね」など、温かい言葉をかけましょう。
・アドバイスは具体的にしましょう。



～スモールステップ～

注意がそれてしまうお子さんの場合、少しずつ集中できる時間を伸ばしたり、少しずつ課題を増やしたりしましょう。少しずつでも確実に「スモールステップ」で進めていくことがポイントです。

③これからすることを明確にしましょう

- ・見通しを伝える
- ・順序やルールを明確にしましょう。
- ・前もって日程を伝えましょう。

～予告～

事前予告は、たいへん有効です。次に何をするか事前に伝えることで、お子さんはこころの準備ができ、気持ちが安定します。

④パニックやかんしゃくは、落ち着いて対応しましょう

1. その場から離し、静かな場所で落ち着くのを待ちましょう。
2. かんしゃくがおさまったら、「がまんできたね」とほめましょう。
3. 「～したら良かったね」とあるべき姿を簡単に伝えましょう。



～パニック・かんしゃく～

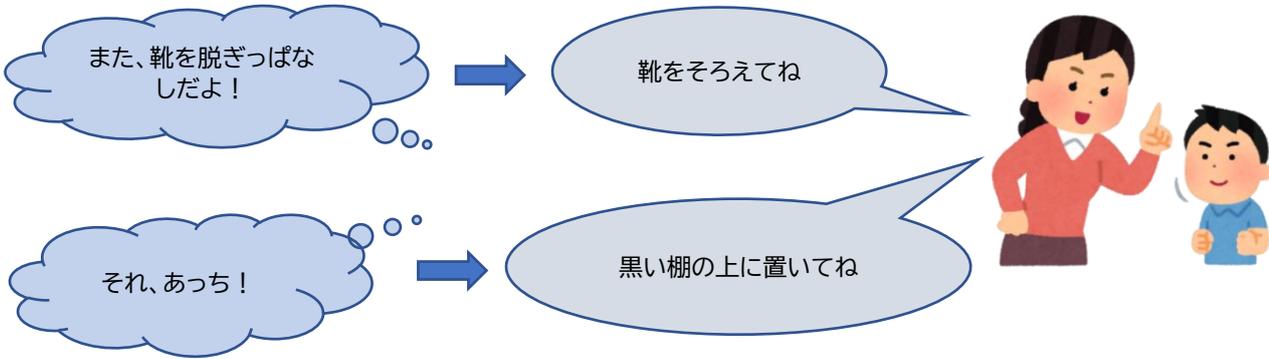
パニック・かんしゃくには必ず原因があります。「急な予定変更で見通しがもてない」「いやな音がした」「かまってほしい」など、お子さんの感情の変化に気づき、原因を考えつきとめて、寄り添いながら、適切な対応や予防策(事前の予告、原因になるものを避けるなど)をとることが大切です。
※かんしゃくを起こしたときに、ご褒美を子どもに与えてしまうと、より酷くなることがあるので注意が必要です。

⑤注意するときは、穏やかな声で短く伝えましょう

- ・子どもは否定的な言葉にとても敏感です。
- ・肯定的な言い方を心がけましょう。

◎シンプルかつ具体的で肯定的な言葉で

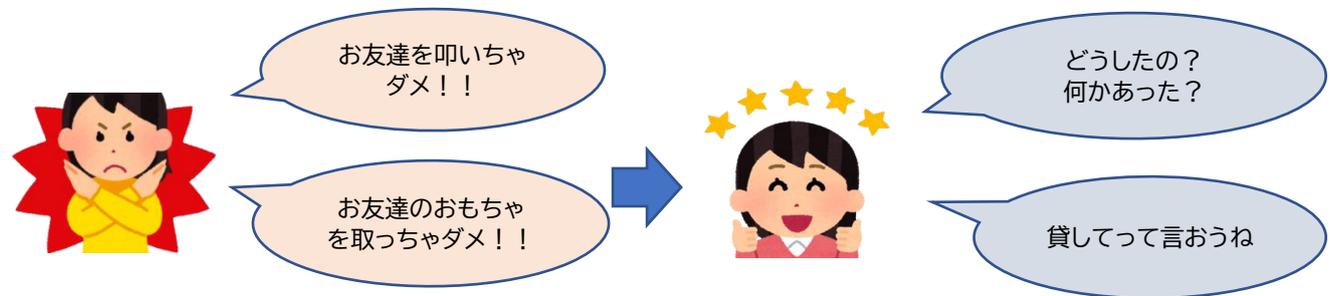
叱らなくても大丈夫な言葉かけのポイント



- ※具体的に何をすればよいのかを明確に伝えましょう。
- ※視覚的な情報を用いると効果があります。



◎ルールや善悪を教えるときは、感情的にならず穏やかに冷静に



※お子さんの行動には理由があります。まずは傾聴し「～したかったんだね」と寄り添いましょう。

その後、「でも～だったんだよ」「でも～したら良かったかもね」と伝えてあげましょう。

◎子どもの意識をこちらに向かせる

- ・お子さんの意識がこちらに向いていないまま声をかけても伝わりません。
- ・お子さんの関心をこちらに向け、注目させてから声をかけましょう。
- ※強引ではなく、興味関心のあるもの(楽しい遊び)を使って関心をこちらに向ける工夫も必要です。

⑥人との基本的なやり取りを、くりかえし教えましょう

- ・お子さんの気持ちに寄り添いましょう。
- ・社会のルールをその都度教えるようにしましょう。
- ・具体的にどうしたらいいのかを伝えましょう。

⑦いやがることは、無理強いしないでおきましょう

感覚が敏感または鈍感な場合があります。お子さんが苦痛に感じているようであれば、無理強いしないようにしましょう。

～こだわり～

こだわりはお子さんにとって安定するための「お守り」のようなものかもしれません。無理にこだわりをなくそうとするのではなく、うまく付き合っていくということが基本となります。家族や周囲に支障をきたす場合は、ルールを作るなど工夫しましょう。生活に役立つ形でこだわりを活かす視点が大切です。

～感覚～

少し水に濡れただけでも不快に感じたり、雨や風が当たるだけで痛みを感じたりするお子さんもいます。わがままではなく、体が受け入れないことが理由と考えましょう。その配慮をするだけでお子さんが生活しやすくなることもあります。

～偏食～

好き嫌いなく食べてほしいという思いは、すべての保護者が願うところです。しかし、あせらないでください。苦手な食べ物を無理に食べさせられていると、お子さんは食事をする事自体がいやになるかもしれません。また、無理に食べさせることで、かえって親子の関係をぎくしゃくさせてしまう場合もあります。

まずは、食べられるものを食べられる量だけ摂取できればいいと考えて、無理強いしないようにしましょう。

気になることはありませんか

(学齡期)

集団生活の中で困難さを感じるが多くなります。周囲からは、注意されることが増え、ストレスを感じているかもしれません。発達のかたよりの気づきのポイントを紹介します。

※乳幼児期の様子も継続して見られる事もあります。

- ルールを守らない、または、ルールに縛られ融通がきかない
- 一方的にしゃべる、または、会話が続かない
- 感覚(聴覚・視覚・味覚・触覚・嗅覚)が敏感または鈍感
- 落ち着きがない、集中力がない
- 物をよくなくす、忘れ物が多い
- 好きなことばかりして苦手なことをしようとしない
- 思い通りにならないとかんしゃくを起こす
- 指示が伝わりにくい
- 計算が極端に苦手
- 同じことを何度も繰り返す
- 場の雰囲気がわからない、物怖じしない
- 文字を読んだり、漢字を書いたりすることが極端に苦手
- 集中しすぎると、周りが見えなくなる



※上記に当てはまるから、すぐに障害ということではありません。個人差もあり、全ての項目が当てはまるわけでもありません。

この時期に大切なこと⇒ ◎自己肯定感を育む

～就学期～

お子さんが「自分もできた」「ぼくはこれでOK」「わたしはわたし。大丈夫」と、ポジティブな気持ち(自己肯定感)を育むことが大切な時期です。 ※自己肯定感は、乳幼児期の土台作りが大切です。

お子さんの得意なこと、苦手なことを理解し、具体的に望ましい行動を伝え、お子さんの「できる」を増やしましょう。

～人に頼り、人に頼られ、自分らしく誇りをもてる大人へ～



わかりやすい環境を用意しましょう

・困っているお子さんの中には、感じ方(感覚)に特徴がある方が多くいます。お子さんの苦手なものや上手に向き合えるように、安心できる環境をつくってあげましょう。わかりやすい環境は「生活しやすさ」「学習しやすさ」を助けます。

①余計なものをなくして、すっきりと

- ・不要なものは目に入らないようにしましょう。
- ・テレビなどもつけたままにしないようにしましょう。

色やマークなどでラベリングすると勉強に取り組みやすくなります

やり終えた課題を箱などに入れていくことで、終わりがわかります



②目で見てわかるように

- ・絵や文字でわかりやすく伝えましょう。

③安全で安心できる場所をつくってあげましょう

- ・好きなことができる空間や安心できる場所をつくってあげましょう



※子どもの目の高さだと何が見えるか、活動するとき何が目に入ってくるのか、といった子どもの目線で見えて考えることが大切です。

※お子さんが過ごしやすい環境を整え、やる気をサポートしてあげましょう。

こんな接し方を心がけましょう

日常生活では、お子さんの悪いところばかり目について、つい叱ることが多くなってしまいます。親子でストレスをためず、楽しい家庭生活を送るために、ほめ方や言葉かけなど、お子さんに合った関わり方のコツをつかんでみませんか？

①行動をほめましょう

・ほめられるとやる気が出てよい方向に向かいます。やる気が自信を生み、新しいことに挑戦する力になります。得意分野を見つけてそれをほめ伸ばすことは、お子さんの自信につながります。お子さんのいいところを見つけて、自信を持たせることが何より大切です。



②失敗したときでも、お子さんのこころを想像して、温かい言葉をかけましょう

・失敗したとしても、できるようになったことに目を向け、「がんばったね」「これはできたね」など、温かい言葉をかけましょう。
・アドバイスは具体的にしましょう。



③これからすることを明確にしましょう

・見通しを伝えましょう
・順序やルールを明確にしましょう。
・前もって日程を伝えましょう。
・予定が変わった場合にも、あらかじめ伝えることが大切です。
・絵や文字などの視覚的な手がかりがあると効果的です。

～日曜日の予定～

11時 おじいちゃんの家に行く

12時 お昼ご飯を食べる

3時 お家に帰る

～予告～

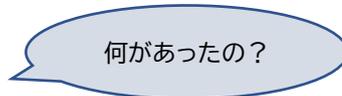
事前予告は、たいへん有効です。次に何をするか事前に伝えることで、お子さんは心の準備ができ、気持ちが安定します。周囲への興味を広げることもできます。

④パニックやかんしゃくは、落ち着いて対応しましょう

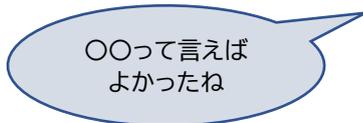
1. その場から離し、静かな場所で落ち着くのを待ちましょう。



2. かんしゃくがおさまったら、穏やかに話を聞き、「がまんできたね」とほめましょう。



3. 「～したら良かったね」とあるべき姿を簡単に伝えましょう。



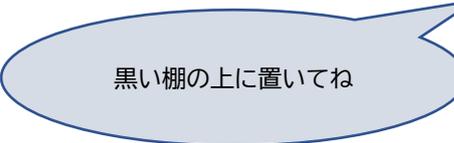
～パニック・かんしゃく～

パニック・かんしゃくには必ず原因があります。「急な予定変更で見通しがもてない」「いやな音がした」「かまってほしい」など、お子さんの感情の変化に気づき、原因を考え、適切な対応や予防策(事前の予告、原因になるものを避けるなど)をとることが大切です。

⑤注意するときは、穏やかな声で短く伝えましょう

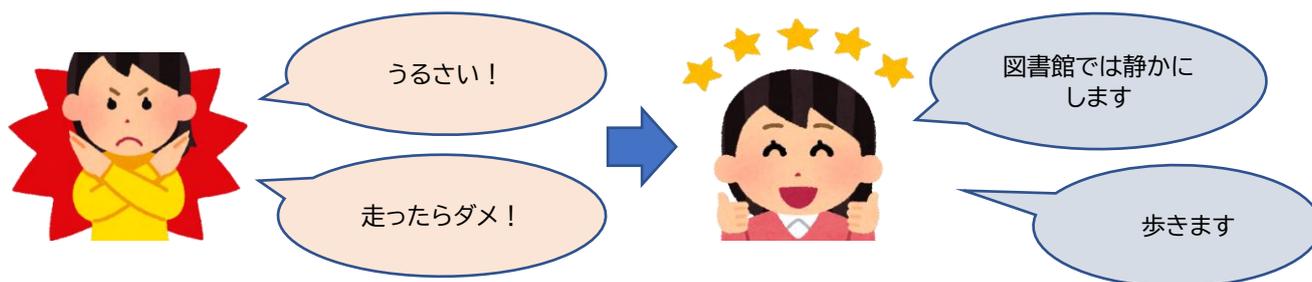
- ・子どもは否定的な言葉にとっても敏感です。
- ・肯定的な言い方を心がけましょう。

◎シンプルかつ具体的で肯定的な言葉で叱らなくても大丈夫👍な言葉かけのポイント



- ※具体的に何をすればよいのかを明確に伝えましょう。
- ※視覚的な情報を用いると効果があります。

◎ルールや善悪を教えるときは、感情的にならず穏やかに冷静に



～社会的ルール～

社会的ルールは明確に伝えましょう。いけないことや迷惑なことは、その都度はっきり教えます。具体的にどのようにしたらよいかも伝えます。

⑥少しずつ集中できる時間をのばしたり、注意を促したりしましょう

- ・同時に2つのことができなかつたり、指示を聞きそびれてしまつたりすることがあります。
- ・注意がそれてしまい、新しい刺激に夢中になってしまうお子さんもいます。
- ・声かけなどで注意を促しながら、少しずつ集中する時間をのばしましょう。



～スモールステップ～

注意がそれてしまうお子さんの場合、少しずつ集中できる時間を伸ばしたり、少しずつ課題を増やしたりしましょう。少しずつでも確実に「スモールステップ」を進めていくことがポイントです。

⑦場面の状況や相手の気持ち、具体的なやり方を教えましょう

- ・相手の気持ちを想像することが苦手で、暗黙のルールがわからず、場にそぐわない言動になってしまうことがあります。
- ・場面の状況、相手の気持ち、具体的なやり方をその都度教えていきましょう。

⑧いやがることは、無理強いしないでおきましょう

感覚が敏感または鈍感な場合があります。お子さんが苦痛に感じているようであれば、無理強いしないようにしましょう。

～こだわり～

こだわりはお子さんにとって安定するための「お守り」のようなものかもしれません。無理にこだわりをなくそうとするのではなく、うまく付き合っていくということが基本となります。家族や周囲に支障をきたす場合は、ルールを作るなど工夫しましょう。生活に役立つ形でこだわりを活かす視点が大切です。不安やストレスが強いと、こだわりが強くなることもありますので、安心して生活できるように配慮しましょう。

～感覚～

少し水に濡れただけでも不快に感じたり、雨や風が当たるだけで痛みを感じたりするお子さんもいます。わがままではなく、身体が受け入れないことが理由と考えましょう。その配慮をするだけでお子さんが生活しやすくなることもあります。

～偏食～

すききらいなく食べてほしいという思いは、すべての保護者が願うところです。しかし、あせらないでください。苦手な食べ物を無理に食べさせられていると、お子さんは食事をする事自体がいやになるかもしれません。また、無理に食べさせることで、かえって親子の関係をぎくしゃくさせてしまう場合もあります。

まずは、食べられるものを食べられる量だけ摂取できればいいと考えて、無理強いしないようにしましょう。

つながる

家族や周囲の理解を得ましょう

「みんなと同じことができるようになってほしい」

それはお子さんを持つ保護者の切実な願いだと思います。しかし、お子さんにとってそれはとても難しいことです。「みんなと同じ」を求めすぎてしまうと我が子の「できない」が気になり、親子ともに苦しむ結果になるかもしれません。

そうした家族や周囲の理解が得られない環境や、適切な対応を受けられなかったことが原因で、二次的な症状(自信喪失や不信感など)が引き起こされる場合があります。

できるだけ早くお子さんの特性に気づき、ストレスを感じにくい生活習慣や環境を整えて、二次的な問題を防ぐことが大切です。周りの大人がお子さんの特性に早く気がつき、適切な対応をしていくことで、「自分は認められている」「愛されて大切にされている」と感じながら、安心して育てていけます。

- ・「いつでも味方だよ」とはっきり伝えてあげましょう。
- ・ひとりで抱え込まず、家族や周囲の理解を得ましょう。
- ・家族でお子さんへの接し方が異なると、お子さんは混乱してしまい、よい効果は得られません。その子にあった接し方を家族や支援者(保育所や学校の先生、療育の先生など)で話し合しましょう。
- ・お子さんの成長の記録として、嬉しかったこと、困ったこと、どこかに相談したことなどを残しておくことも、お子さんが将来、適切な支援を受けられる手助けとなります。お子さんの記録を残しておくことをおすすめします。

みんなから理解され、支えられれば・・・

- 安心
 - 自信
 - 意欲
 - 家族や他人への信頼
- が生まれます

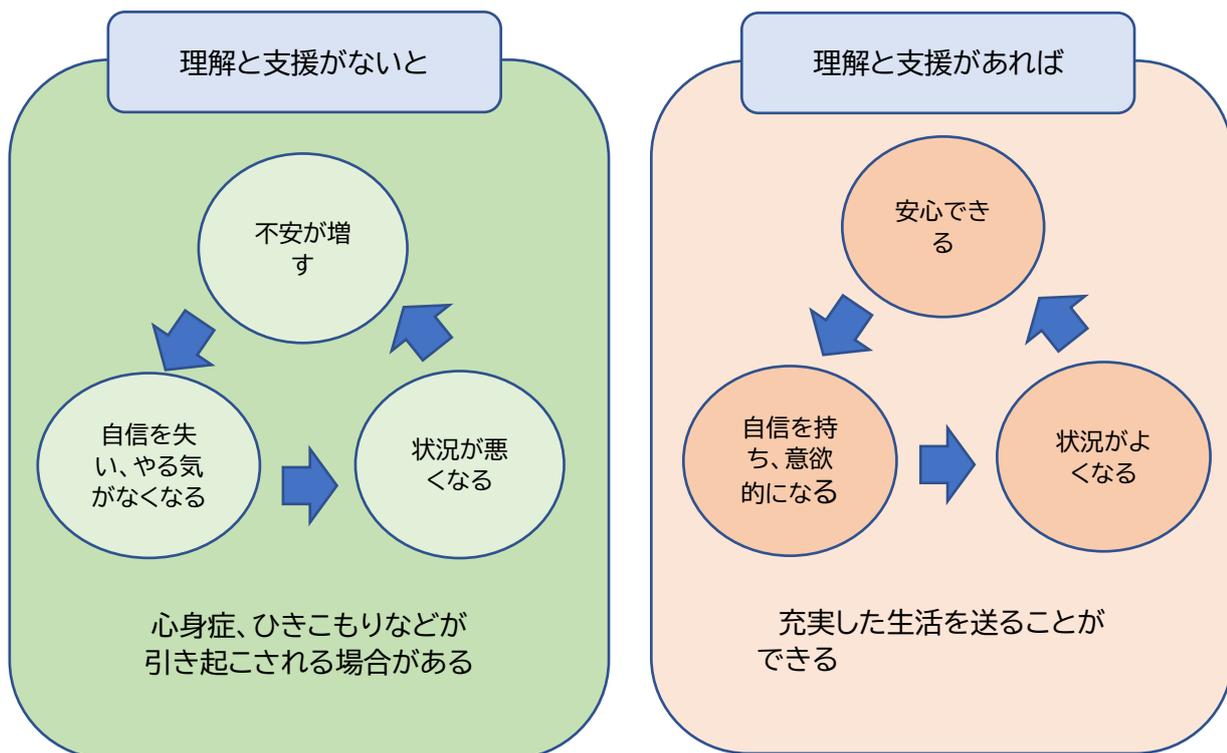
能力を発揮するために

☆正しい理解と適切な支援があれば、能力を発揮できます

お子さんの支援を考えると、ついできないことばかりに目を向けがちになります。しかし、人は誰もが得意不得意をもっているものです。よい面に目を向けることで、独特な発想力、豊かな記憶力、ずば抜けた行動力など、さまざまな力が見えてきます。

実際によい面を活かして成功している人もたくさんいます。中には、興味のあることへの好奇心や探求心がとても強く、その深い知識を活かして研究者になったり、独特な感性や発想力で画家やミュージシャンになったりした人もいます。彼らの持つよい面がすばらしい業績に結び付くこともあります。彼らの中の一人はこう言っています。「親が、私のすることをすべて褒めてくれた。認めてくれた。だから、私は今ここで生きていられる」と。

正しい理解と適切な支援があれば、能力を思う存分発揮することができるでしょう。お子さんの持つ可能性を最大限に伸ばしていけるようにしましょう。



5.お子さんに合った学びの場を見つけましょう



お子さんが年長児になると、いよいよ就学に向けての準備が始まり、保護者の方のご心配も尽きないでしょう。

しかし、学校では一人一人のお子さんが持てる力を高め、安心して学校生活を送れるよう、多様な学びの場が提供されています。

特別支援教育(多様な学びの場)

①通常の学級における教育

(1)通常の学級においても、配慮を要する児童生徒のために、授業方法や教材を工夫して、わかりやすい授業が行われています。また、特別支援教育支援員によるサポートを受けることもあります。

特別支援教育支援員・・・食事や排泄、教室移動の補助といった学校における日常生活上の介助や、LD(学習障害)の児童に対する学習支援、ADHD(注意欠如・多動症)の児童生徒に対する安全確保などの学習活動上のサポートを行います。

役割

- 基本的な生活習慣確立のための日常生活上の介助
- 発達障害の児童生徒に対する学習支援
- 学習活動、教室移動等における介助
- 児童生徒の健康・安全確保関係
- 運動会・学習発表会等の学校行事における介助
- 周囲の児童生徒の障害理解促進

②通級による指導

(1)ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別の指導を行う通級指導教室があります。

(2)学習内容

言語通級指導教室(国分西小学校・宮内小学校)

- ・児童、保護者の要望に基づいて学習内容を考えます。
- ・かむ、吸う、飲み込む、吹くなどの機能を高める学習を行います。
- ・発音の練習をします。
- ・話し方の速度を調整する学習をします。
- ・必要に応じて、補聴器にかかわる学習、手話学習などを行います。

LD(学習障害)・ADHD(注意欠陥多動症)等通級指導教室(国分西小学校・国分南中学校)

自閉症・情緒障害通級指導教室(宮内小学校)

- ・児童生徒、保護者の要望に基づいて学習内容を考えます。
- ・心理的な安定に関する学習を行います。
- ・注意を持続し続けるための学習を行います。
- ・順番を待ったり、最後まで話を聞いたりするための学習を行います。
- ・必要に応じて、ビジョントレーニングを行います。
- ・人との関わり方やコミュニケーション能力を高める学習を行います。
- ・自分の気持ちや思いを表現する学習を行います。

※通級指導教室がある学校以外に在籍している場合は、通級指導教室への保護者の方の送迎が必要です。

※通級指導教室での時間割は、児童生徒の特性の内容や実態に合わせて時間数等が決められます。

※それぞれの教室で、随時教育相談を受けています。現在、在籍している学校や教育委員会学校教育課へご相談ください。

※担当校

国分西小学校・・・国分・福山地区

宮内小学校・・・それ以外の地区

③特別支援学級における教育

(1)障害の種別ごとに置かれる少人数の学級で、障害のある児童生徒一人一人に応じた教育が行われています。

(2)学習内容

小中学校の特別支援学級は、障害のある子どもたちを対象としていますので、通常の学級で行われる教育課程をそのまま適用できないケースがあります。そこで、学校教育法施行規則において、特別な教育課程を編成することが認められています。

(3)交流及び共同学習

- 校内・・・子どもが在籍している学校内の通常の学級との交流
- 学校間・・・近隣校の特別支援学級や通常の学級、特別支援学校との交流
- 地域・・・学校の所在地域の団体や住民等との交流
- 居住地校・・・自宅の所在地域の学校との交流
- 居住地・・・自宅の所在地域の団体や住民等との交流

④特別支援学校における教育

- (1) 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者(身体虚弱者を含む)に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。障害の程度が比較的重い児童生徒を対象として、専門性の高い教育が行われています。

(2)学習内容

障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した効果的かつ弾力的な学習が組み立てられています。「各教科」「特別の教科道徳」「特別活動」「総合的な学習の時間」及び「自立活動」があります。

知的障害あるいは重複障害の児童生徒を教育する場合には、必要に応じて各教科、領域を合わせた指導が行われます。また、重複障害の児童生徒のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、自立活動を主とした指導が行われます。

～合理的配慮～

合理的配慮とは、障害があっても、障害のない人と同様に社会活動に参加し、自分らしく生きていけるよう、一人一人の特徴や場面に応じて発生する障害や困難さを取り除くための、個別の調整や変更のことです。(学校では、本人や保護者との合意を図りながら、合理的配慮の検討、決定を行います)

～問合せ先 霧島市教育委員会学校教育課～

相談窓口

～乳幼児期～

言葉の発達が遅い
集団になじめない
落ち着きがない
コミュニケーションがとりにくい
こだわりが強い
かんしゃくを起こす
視線が合わない
感覚が過敏・鈍感



気になる・・・
行動
生活

相談

身近な相談窓口

霧島市すこやか保健センター

霧島市こども発達サポートセンター
あゆみ

在籍園
保育所
認定こども園
幼稚園

霧島市地域子育て支援センター

子育てサロン等

支援

連携

ニーズに応じた相談窓口

発達支援等

霧島市すこやか保健センター
霧島市こども発達サポートセンターあゆみ
こども・くらし相談センターにじいろ
児童相談所
発達障害者支援センター

診断等

医療機関
(診断、検査、治療など)

就学相談等

教育機関
教育委員会
特別支援学校
(学校説明会や体験入学で、教育方針や教育内容等を紹介し、教育相談も実施しています。)

福祉・制度利用等

市窓口
子育て支援課 保育・幼稚園グループ
障害福祉課 障害者自立支援グループ
その他各種相談窓口
相談支援事業所等
霧島市基幹相談支援センター
相談支援事業所
福祉サービス事業所(児童発達支援センター、児童発達支援事業所)

相談窓口

～学齢期～

ルールを守らない
得意と苦手の差が
大きい
落ち着きがない
一方的に話す
パニックを起こす
場の雰囲気かわか
らない
感覚が過敏・鈍感
融通がきかない



気になる・・・
学習
行動
生活

相談

身近な相談窓口

在籍校
小学校
中学校
高等学校
担任、教頭
特別支援教育コーディネーター
スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー

霧島市こども発達サポートセンター
あゆみ

支援

連携

ニーズに応じた相談窓口

学校生活・発達相談等

教育機関
・教育委員会
・特別支援学校
霧島市こども発達サポートセンターあゆみ
こども・くらし相談センターにじいろ
児童相談所
発達障害者支援センター

診断等

医療機関
(診断、検査、治療など)

福祉・制度利用等

市窓口
障害福祉課 障害者自立支援グループ
その他各種相談窓口
霧島市基幹相談支援センター
相談支援事業所
福祉サービス事業所(放課後等デイサー
ビス事業所)

相談窓口(霧島市)

ご相談ください。その機関で対応できないこともありますが、関係機関が連携して対応します。

こどもの発達に関する相談

霧島市役所 霧島市こども発達サポートセンターあゆみ

【電話】0995-45-5111 内線(4310・4311)

所在地:霧島市国分中央三丁目2番27号

窓口開設:毎週月曜～金曜 8:15～17:00(祝日・年末年始を除く)

対象:乳幼児～18歳未満

主な事業:◆発達外来(予約制・保険診療)

こどもの発達に関して医師の診断や相談を行います。診療後は必要に応じて幼稚園・保育園・学校・療育機関等の関係機関と連絡・調整し継続して支援していきます。

◆発達相談(予約制)

18歳未満の方を対象に、体の発達・言葉の発達・心の発達等について臨床心理士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士による発達相談を行います。必要に応じて療育機関や専門機関の受診までの間の継続支援を行いません。

◆発達支援教室(予約制)

発達に不安のある就学までのこどもを対象に、小集団での遊びのプログラムを通して関わり方を保護者とともに考えます。

◆発達に関する学習会(予約制)

発達障害等に関する正しい理解と対応方法について学ぶ機会です。

乳幼児期の発育、発達、健康に関する相談

霧島市役所 霧島市すこやか保健センター

【直通電話】0995-55-0190 内線(5189～5194)

所在地:霧島市隼人町内山田一丁目10番33号

窓口開設:毎週月曜～金曜 8:15～17:00

対象:生後～就学前の乳幼児(その保護者等)

相談員:保健師等

主な事業:◆乳幼児育児相談(月1回)

保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士による育児相談

◆心理相談(予約制)

臨床心理士による個別相談

◆親子教室

発達に不安にあるこどもの経過観察や育児不安、育児負担の軽減をするための親子遊び等の教室(概ね1歳6か月～2歳)

※緊急の相談等については随時対応いたします。

霧島市地域子育て支援センター 【電話】0995-45-4920

所在地:霧島市国分福島一丁目1番25-1号 霧島市こどもセンター

窓口開設:毎週月曜～日曜 8:15～17:00(年末年始を除く)

対象:乳幼児

主な事業:子育て親子への交流の場の提供と遊びの支援

育児に関する悩み(夜泣き、母乳やミルクを飲まない、離乳食を食べない等)に対応します。

各種障害者手帳や福祉制度に関する相談

霧島市役所 障害福祉課 障害福祉グループ・障害者自立支援グループ

【電話】0995-45-5111 内線(2121～2125)

所在地:霧島市国分中央三丁目45番1号 国分シビックセンター

窓口開設:毎週月曜～金曜 8:15～17:00(祝日・年末年始を除く)

育児の悩み、虐待の相談、DVの相談、生活困窮の相談

霧島市役所 こども・暮らし相談センター(にじいろ)

【電話】0995-45-5111 内線(2051・2052)

所在地:霧島市国分中央三丁目45番1号 国分シビックセンター

窓口開設:毎週月曜～金曜 8:15～17:00(祝日・年末年始を除く)

対象:乳幼児～18歳とその保護者等

主な事業:・育児の悩み・虐待の相談・DVの相談・生活困窮の相談

関係機関と連携を図ります。

就学や学校生活に関する相談

霧島市教育委員会 学校教育課 指導事務グループ

【電話】0995-45-5111 内線(3723)

所在地:霧島市国分中央三丁目45番1号

窓口開設:毎週月曜～金曜 8:15～17:00(祝日・年末年始を除く)

対象:就学前の幼児～中学3年生

主な事業:○ 心身の障害や発達、ことばのことで心配なお子さんの相談等を行っています。

- ・ 就学前の幼児・保護者を対象に、就学後、子供に合った学びの場について等の相談を行う、就学相談会を実施します。また、ことばの検査・相談の案内を行っています。
- ・ 学校生活の中で、特別な支援が必要な児童生徒に関する相談を受けます。必要に応じて学校や関係機関と連絡調整を行います。霧島市こども発達サポートセンターあゆみとの連携もしています。

■特別支援学校

(1)鹿児島県立牧之原特別支援学校 【電話】0995-56-2665

所在地:霧島市福山町福山6140番地1
対象:知的障害者, 肢体不自由者

(2)鹿児島県立加治木特別支援学校 【電話】0995-63-5729

所在地:始良市加治木町木田1784番地
対象:病弱者, 肢体不自由者

主な事業:◆巡回相談

特別支援学校の教諭が各学校・幼稚園・保育園等の要請に応じて, こどもの学習・生活の様子を参観し, 幼児児童生徒に対する指導内容・方法に関する助言等を行います。

◆教育相談

こどもの発達や支援, また就学や進路についてお悩みの保護者, 先生方, 関係者等に対して, 電話相談, 来校相談等により情報提供や相談を行います。

◆学校見学会

こどもの就学や進路選択に関する情報提供として, 学校見学を実施します。必要に応じて随時実施しますので, ご希望の方はお問い合わせください。

障害児等療育支援事業所

相談支援事業所 たんぽぽ 【電話】0995-73-5836

相談支援事業所たんぽぽでは、在宅の心身障がい児(者)のゆたかなくらしのための支援を各種行っています。対象は心身障がい児(者)本人だけでなく、その家族や周りを取りまく地域の方々も含めたトータルな支援事業を展開しています。

所在地:霧島市国分姫城3147-1
窓口開設:毎週月曜～金曜 9:00～18:00
対象:乳幼児～18歳

霧島市基幹相談支援センター

【電話】0995-73-7376

障害者の各種相談に応じます。

所在地:霧島市国分中央3-9-20(国分パークプラザ1階)
窓口開設:毎週月曜～金曜 10:00～16:00
対象:障害児・者

就労に関する相談

国分公共職業安定所(ハローワーク) 【電話】0995-45-5311 【FAX】0995-46-5076

・就労に向けての情報提供、支援を受けることができます。

霧島・大隅若者サポートステーション(霧島相談室) 【電話】0995-73-7866

・働くことに悩みをかかえている15歳～39歳までの方を対象に、自立と就労の支援を行います。

あいらいさ障害者就業・生活支援センター 【電話】0995-57-5678 【FAX】0995-57-5522

・身近な地域で安心して職業生活を送れるよう関係機関と協力して、就業及び生活上の支援を総合的に行います。

その他 相談機関

～大学～(有料)

・発達障害児とその保護者や関係機関を対象に相談や集団療育等を行います。

志学館大学心理相談センター 【電話】099-257-0233

鹿児島大学大学院臨床心理学研究科心理臨床相談室 【電話】099-285-7208

鹿児島国際大学福祉社会学部附属児童相談センター 【電話】099-261-3211

鹿児島純心女子大学大学院心理臨床相談センター 【電話】0996-23-5385

※相談等に関しては、各機関にお問合せください。

相談窓口(鹿児島県)

○鹿児島県中央児童相談所 【電話】099-264-3003 【FAX】099-264-3044

- ・こどもの養護に関すること(いじめ、非行、不登校)、療育手帳の発行、障害児施設利用の相談等。

○鹿児島県発達障害者支援センター

【電話】099-264-3720

- ・発達障害児(者)やその家族からの相談に応じ、専門的な指導及び助言を行い、就学前の発達支援から就労支援まで、ライフステージに応じた支援を行うとともに、発達障害児(者)に関わる医療、保健、福祉、教育、就労等に従事する方々に対し、発達障害についての情報提供及び研修を行います。

○鹿児島県総合教育センター特別支援教育研修課

【電話】099-294-2820 【FAX】099-294-2317

- ・来所相談(要予約)、電話相談

○精神保健福祉センター

【電話】099-218-4755 【FAX】099-228-9556

- ・来所相談(要予約)、電話相談、家族の会の実施等

○こども・若者総合相談センター(ひきこもり地域支援センター)

【電話】099-257-8230 【FAX】099-257-8231

メール相談可(ホームページ)

- ・来所相談(要予約)、電話相談

障害福祉サービス一覧(児童対象)
通所・在宅サービス

サービス名称	内容	対象	利用料(※1)	備考
相談支援	専門の研修を受けた障害者福祉施設の職員が、障害児が地域でいきいきと暮らせるよう、障害福祉サービスの利用の組み合わせや各専門機関の紹介、福祉サービスの継続利用などについての相談に応じる	障害福祉サービス利用を希望する障害児とその保護者	無料 (行政が負担)	地域生活支援事業
児童発達支援	未就学の障害児等に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う	未就学児	所得に応じて月額上限あり (行政が補助するため実質無料)	障害児サービス
放課後等デイサービス	就学中の障害児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う	就学児(特段の事情がある場合は20歳まで)	所得に応じて月額上限あり (行政が補助するため実質無料)	障害児サービス
保育所等訪問支援	保育所等(霧島市では中学校まで)を利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、事業所等の訪問により、保育所等における集団生活のための専門的な支援を提供する	未就学児・就学児	所得に応じて月額上限あり	障害児サービス
居宅介護	自宅での入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯、掃除等の家事など、生活全般の援助	障害支援区分(※2)1以上の相当する者	所得に応じて月額上限あり	障害福祉サービス(介護給付)
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で、常に介護が必要な方に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助などを行う	障害支援区分(※2)3以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10以上に相当する者	所得に応じて月額上限あり	障害福祉サービス(介護給付)
移動支援	屋外での移動に困難がある障害児に対し、外出時の支援を行うことで、社会参加と自立を促す	障害者等であって、外出時に支援が必要である者として市長が認められた者	所得に応じて月額上限あり	地域生活支援事業

日中活動系サービス

サービス名称	内容	対象	利用料(※1)	備考
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護を行う方などが病気などの場合、短期間施設に入所できる	障害支援区分(※2)1以上の相当する者	所得に応じて月額上限あり	障害福祉サービス(介護給付)
日中一時支援	障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のために、障害者等を日中預けることができる	日中において監護する者がなく、一時的に見守り等の支援が必要と市長が認められた障害者等	所得に応じて月額上限あり	地域生活支援事業

※1 利用料について

障害福祉サービス、障害児サービス(上記備考を参照)

種別	世帯の範囲		
障害児(施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯		
区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割28万円未満)	通所施設、居宅介護利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

★「児童発達支援」および「放課後等デイサービス」事業の利用方法

障害者手帳をもっている場合

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳

- ① 霧島市障害福祉課障害者自立支援グループで障害児通所給付（「児童発達支援」・「放課後等デイサービス」）の利用申請書類を受け取る。
↓
- ② サービス等利用計画の作成を特定相談支援事業所(※1)へ依頼をする。（記入した利用申請書を相談事業所に渡す）
↓
- ③ 計画書ができあがったら、事業所から利用申請書と計画(案)と一緒に障害福祉課障害者自立支援グループへ提出される。
↓
- ④霧島市障害福祉課障害者自立支援グループから障害児通所給付の受給者証の交付を受ける。
↓
- ⑤「児童発達支援」・「放課後等デイサービス」・「保育所等訪問支援」事業所(※2)と契約する。
↓
- ⑥「児童発達支援」・「放課後等デイサービス」・「保育所等訪問支援」事業所で利用を開始する。

なお、障害者手帳がない場合、療育の必要性がわかる書類が必要です。

例えば、霧島市こども発達サポートセンターあゆみで発行された情報提供書や医療機関で発行された意見書などです。

※1 特定相談事業所については、別紙「霧島市内 特定・障害児相談支援事業所」参照

※2 「児童発達支援」・「放課後等デイサービス」・「保育所等訪問支援」事業所は別紙「障害児通所支援事業所一覧」参照